（労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部改正）

第二十六条　労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和四十九年労働省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第一号中「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」に改める。

第五条第四項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同項第二号中「住所」の下に「、個人番号」を加える。

第五条の二第二項第一号及び第七条第三項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

第九条第三項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同項第二号中「有無」の下に「並びに申請人の個人番号」を加え、同条第五項第二号中「住所」の下に「、個人番号」を加え、同条第六項第二号中「住所」の下に「、個人番号」を加える。

第十一条第二項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二十七条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第五項中「未支給失業等給付請求書」を「受給期間延長申請書」に改める。

第百一条の二の十五中「及び第四十六条」を「、第四十六条及び第五十四条」に、「ただし、一般教育訓練にあつては、第四十九条及び第五十条の規定は、準用しない。この条本文の」を「この」に改める。

第百一条の七第一項中「ときは」の下に「、再就職後の支給対象月の初日から起算して四箇月以内に」を加える。

第百一条の十三第一項中「認めるときは、法第六十一条の四第三項に規定する支給単位期間の初日から起算して四箇月を経過する日の属する月の末日までに」を「認めるときは」に改める。